

令和4年4月6日

渡辺哲三氏、桑原久夫氏  
代理人弁護士 藤井裕子先生 阿部克臣 先生  
Fax: [REDACTED]

〒 [REDACTED]

TEL : [REDACTED] FAX : [REDACTED]

山岸純法律事務所  
豊洲町会  
代理人弁護士 山岸 純

### ご連絡

前略

豊洲町会の代理人として、令和4年4月6日付ファクシミリにつき、ご連絡申し上げます。

- 1 いまだに下記質問への回答がありませんのでご教示ください。

記

「保全抗告決定によれば、第70回定期総会は無効」とのことですが、かような理由中の判断が記載された箇所をご教示ください(当職は見つけられませんでした)。

以上

なお、「第70回総会第6号議案会則改正の決議が無効」と勘違いされたとのことであればその旨、ご回答ください。

- 2 ご存じのとおり、先般、豊洲町会会則が改正され、「豊洲町会会員」とは「江東区豊洲の区域（1丁目から6丁目までの区域。但し、区域内の諸自治会区域を除く）に住所を所有する者」であり、これに対し、「区域外に住所を有する者、法人、組合等」は「賛助会員」といいます。

「渡辺哲三氏」は「豊洲町会会員」ではなく、同氏が関係している「株式会社三栄堂(豊洲4丁目にある「さくら」を運営している会社と思料します)」、「株式会社豊洲ピア」は「賛助会員」ですので、お見知りおきください(したがって、侮辱したつもりはないですよ)。

それとも、貴方は、「三栄堂(注:パティスリーSAKURA)こと渡辺哲三氏」が豊洲町会会員であるのご主張されるのでしょうか。

この点は、貴我間の東京地裁令和3年(ワ)第13877号事件における新たな論点として議論することにしますので、本書簡のやりとりでは、これ

以上、追及しないことといたします。

- 3 会計監査については、同じ記載の繰り返しであり、論理的な説明がありません。貴ご主張の「過去にある職に就いていた者が退職後に義務を果たす権利がある（弊職には「納税義務を履行する権利がある」と同様に読めます）」について、ご説明ください。

草々